

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人高島整形外科は、患者様が適切な意思決定をすることができるように、以下の指針を定めます。

1. 本人及び家族に対し、医師等の医療従事者から、医学的見地および利用施設スタッフからの生活状況報告等を踏まえて、現状の医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供と説明を行います。
2. 医療・ケアを受ける本人およびそれを支える家族が、多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行えるようにします。
3. 本人の意志を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とします。
4. 意志は変化しうるものであることを踏まえ、本人や家族との話し合いが繰り返し行われるようにします。
5. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
6. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
7. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ① 家族等が本人の意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - ② 家族等が本人の意志を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、意向を尊重します。
 - ③ 家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。
8. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、本人または家族等の同意のもと、外部の専門家(医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者)を交えて検討の上、方針等について助言を得ます。

令和6年9月1日

高島整形外科 院長 高島孝之